

京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る 被害者義援金配分委員会の開催結果について

令和2年2月28日
京都府政策企画部
戦略企画課
(075-414-4334)
京都府健康福祉部
地域福祉推進課
(075-414-4566)

京都府京都市伏見区で発生した放火事件に係る被害者義援金配分委員会での審議を踏まえ、義援金の配分基準等について決定いたしましたのでお知らせします。

1 義援金の配分基準等について

(1) 被害者数（義援金配分額算定対象者）

70名

○事件発生時に建物内におられ被害を受けた方

- ・お亡くなりになられた方 36名
- ・負傷等被害を受けられた方 34名

※ご遺族の範囲

配偶者(内縁関係含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

(2) 配分基準

要素	考え方	算定の方法
基礎的な見舞金	・お亡くなりになった方、負傷された方を問わず、被害に遭われたことに対する見舞金	・今般の事件により被害を受けたことに対して、一律に算定
見舞金 (逸失利益相当分)	・働けなくなった、又はこれまでの仕事を続けることが難しくなったことに対する見舞金	・被害の程度、被害に遭われた方の年齢、年収を考慮して算定
見舞金 (慰謝料相当分)	・お亡くなりになったことや負傷されたことに対する悲しみやご苦勞に対する見舞金 ・医療機関等で入院や通院をされたことによるご苦勞に対する見舞金	・被害の程度、入通院期間等を考慮して算定
見舞金 (子どもを育てるための手当分)	・被害に遭われた方のお子様を健やかに成長されるよう、その支援のための見舞金	・被害に遭われた方のお子様の人数、年齢等を考慮して算定

(3) 配分金額

被害者・ご遺族からいただいた情報を踏まえ、上記の配分基準に基づき、義援金の全額（3,341,383,481円）が配分されるよう算定。



2 今回の義援金配分で特に配慮した点

主に以下の点について配慮を行うべく委員会で議論を行ったところです。

- (1) これからの日本アニメーションの未来を支えるはずであった、若い方々への慰謝の思いを込め配分。
- (2) 負傷の程度が重い方に対して、復帰支援の思いを込め配分
- (3) 被害に遭われた方のお子様が健やかに成長されるよう配分。

<参考>

義援金配分委員会開催状況

令和元年11月12日(火)	第一回	義援金配分委員会開催
令和2年2月7日(金)	第二回	義援金配分委員会開催
令和2年2月28日(金)	第三回	義援金配分委員会開催
義援金総額		3,341,383,481円
(うち京都アニメーション社移管分)		2,585,901,823円)

